平成２７年（フ）第９９６号
北海道恵庭市恵み野東７丁目７番24
債務者　目黒　勝浩
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９９７号
北海道恵庭市恵み野東７丁目７番24
債務者　目黒しのぶ
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４９号
札幌市中央区南14条西18丁目５番18号　メゾン恵和伏見403号
債務者　吉田亜由美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０５５号
札幌市北区屯田６条６丁目１番７―302号
債務者　森　　志麻
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６１号
札幌市東区北19条東15丁目４番３号　第２北東荘２号
債務者　金岡　光芳
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６６号
札幌市中央区南４条西12丁目1296番地　ベルヴィコートＳ４―301号
債務者　平形　幹夫
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０３号
盛岡市大館町16番３号　エルベ大館Ｃ号、旧住所盛岡市みたけ６丁目３番６号　パレスつかさⅡ103号
債務者　舘野　裕史
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３５号
山形県酒田市若竹町１丁目11番27号
債務者　本間　　悠
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第４７号
福島県耶麻郡猪苗代町字欠上り3647番地６―６、前住所福島県耶麻郡猪苗代町字二丁田131番地１　ヒカリハイツ202号
債務者　山口　玲子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
群馬県高崎市剣崎町276番地62
債務者　ディスカヤ　ロドーラ　ファジャルド（ＤＩＳＣＡＹＡ　ＲＨＯＤＯＲＡ　ＦＡＪＡＲＤＯ）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１６４号
静岡県熱海市桜木町27番10号
債務者　山田　雅代
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
京都府南丹市園部町小山東町向河原11番地府営住宅向河原団地１棟502号
債務者　加藤　弘美（旧姓國府）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
京都府亀岡市𦚰田野町佐伯出山地42番地１
債務者　福島　紀子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
堺市西区浜寺石津町西４丁６番16―707号
債務者　仲　　隆幸
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
堺市東区菩提町４丁164番地２
債務者　俵　　竜一
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
大阪府羽曳野市古市５―６―４アトム城山201、住民票上の住所大阪府羽曳野市古市５丁目３番24号
債務者　上村　理恵
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４８１号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番18号、前住所大阪府藤井寺市大井５丁目４番11号
債務者　石村　弥生
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係